

会議名	第12回 板橋区長期基本計画審議会
開催日時	平成17年8月19日(金) 午後3時30分から5時30分まで
開催場所	板橋区役所11階 第一委員会室
出席者	<p>〔委員〕12人 和田守(会長)、冷水豊、三橋規宏、山下泰子、渡部茂、大澤清重、大原雅榮、金子照円、木村繁夫、坂口和子、深山宏、坂本静枝、田崎百合繪、菊田順一、中村静代、佐々木とし、たか、郷野洋次郎、大田伸一、佐藤としのぶ、小島基之、細野卓、佐藤廣 (欠席:10人)</p> <p>〔幹事〕11人 安井政策経営部長、金子総務部長、宅間区民文化部長、今福産業経済部長、北川健康生きがい部長、吉田福祉部長、久保田児童女性部長、森田資源環境部長、中村都市整備部長、弓削多土木部長、松浦教育委員会事務局次長</p> <p>〔事務局〕安井政策経営部長、大迫政策企画課長、橋本財政課長 ほか5人</p>
会議の公開 (傍聴)	公開
傍聴者数	4人
議題	1 開会 2 基本構想案について 3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について 4 その他 5 閉会
配付資料	1 最終答申案(基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方について)<事前配付>
審議状況 (会議概要)	1 開会 事務局:それでは、定刻になりましたので、第12回板橋区長期基本計画審議会を開催させていただきます。まず会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。 <p>会長:みなさんこんにちは。まだ残暑厳しい中、また、みなさんお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。前回7月に第11回の審議会を開催し、基本構想については、おおかたの同意をいただきながら、残ったいくつかの点について本日最後の詰めをさせていただきたいと思います。いろいろとご意見もあろうかと思いますが、ようやくここまでこぎつけましたことをみなさんに感謝しております。本日もぜひ活発な議論をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局：ありがとうございました。本日は10人の委員がご欠席です。また、本日も傍聴を希望される方々がお見えになっています。では会長、審議の進行をお願いいたします。

会長：それではまず開会にあたり、事務局から本日の進め方についてご説明いただきたいと思います。また、配付しています資料について、ご説明をお願いいたします。

事務局：それでは、9月の最終答申に向けて、諮問事項であります「基本構想について」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、さらに検討を進めていただきたいと思います。事前配付させていただいた資料は、二つの項目の答申(案)が冊子になったものです。また、本日お手元に名簿を配付しています。この名簿は最終答申に資料として添付をいたしますので、氏名・所属等に間違いがないかご確認をいただき、もし訂正がある場合には、事務局までお知らせいただきたいと思います。本日の資料は以上でございます。

会長：どうもありがとうございました。本日もみなさんからご意見をいただきながら、9月9日に予定しております最終答申に向けて、さらに審議を深めていきたいと思っております。最終的には、答申(案)にあるように「1基本構想について」、「2基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」をあわせて答申します。議論の進め方としては、最初に「基本構想について」が示されている1～13ページまでを審議したいと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局：8月9日に第7回目の起草委員会が開催されまして、最終答申案を検討していただきました。その内容も含めてご説明をいたします。

2 基本構想案について

事務局より最終答申案の「基本構想」の部分について説明した。

会長：どうもありがとうございました。今、ご紹介がありましたように、8月9日に起草委員会を開催し、前回第11回審議会におけるご意見をできるだけ文言としても織り込むように努力をしていただきました。議事の進め方として、事務局の説明にあったように訂正箇所について、まずご確認いただきます。その上で、全体を通じて何か問題が残っているようであれば、その点についてご意見をいただくという手順を進めます。それでは、最初に5ページですが、「『文化のまち』は、板橋独自の伝統文化を大切にしつつ、・・・」というように、「伝統文化」の前に「板橋独自の」といった表現が追加されています。この点はよろしいでしょうか。かつて宿場町であったことや豊かな農村地域であったこと、また明治の末から工業地帯としても発達してきたことなど、それぞれの歴史に基づいた板橋の伝統文化を、板橋の独自性として尊重しながら、21世紀に向けてこれからも新たな文化の創出に向けてがんばろうといった理念を示していると思っております。

佐々木委員：今、板橋独自の伝統文化を大切にしていくということで、前回欠席していたこともあり確認させていただきたいと思います。表現はこのまま修正しなくてもよい範囲と考えますが、板橋独自の文化について確認したいと思います。つまり、文化というのは板橋独自の文化もあれば、江戸から発展し東京で発展してきた文化もあります。今、板橋で残っている文化などいろいろあります。我々はこれを策定して、区民から板橋独自の文化とは何か、それをどう

大切にしていけるのかを聞かれた時に答えるためにも、ある程度イメージを定めておきたいと思います。文言だけが一人歩きをしてしまってもいけませんので。

会 長：これは基本構想であり、基本構想をもとに基本計画を策定する中で、どのような伝統的な文化を育てていくのかなどが盛り込まれていきます。基本構想の部分では、あまり文章を長くせずの方針を掲げることがよろしいかと思えます。

佐々木委員：文言としては、これは許容の範囲ですからよろしいのですが、私は委員として、今現在、板橋独自の文化というものについて確認したいということです。

会 長：事務局のご説明を簡単をお願いします。

事務局：板橋独自の文化は、ご存知だとは思いますが、田遊びや獅子舞など伝統ある民俗芸能が代々受け継がれています。こうした独自の文化を継承しつつ、さらにご指摘のあったように、伝統だけではなく新たに発展していく文化も含めてこうした表現になっています。

佐々木委員：今のご説明の趣旨からすれば、板橋独自の文化と表現されているものは、それぞれの地域において守られているものであり、板橋独自という表現でなくても、「板橋の伝統文化を」と表現することと差異はないと感じます。

会 長：ご意見の趣旨はわかりますが、先ほど説明させていただきましたように、極端に言えば全国どこにでもある文化ではないかということになります。しかし、板橋の地域性があり、歴史の中で育まれてきたという文化を、基本計画の中できちんと表していくということです。全国どこを取り出してもそこだけしかないということに限らず、地域の人々の歴史の中で、地域生活の中で培われてきた文化とそのつながりを大切にしていこうという考え方を表現しているわけです。こうした趣旨をご了解いただいて、基本構想の中で独自というのは決して限定を強く意味しているものではなく、板橋の歴史と生活の中で培われてきた文化という点を配慮しながら表していくということで、ご指摘を尊重しながら文案を確認するということにさせていただきます。

会 長：次に7ページの「 - 2 次世代の生きる力をはぐくむまち」の部分です。3番目の に前回ご意見があり、教育環境の基盤整備は学校だけではなく、広く教育施設をとらえるという表現に修正してあります。もう一つは4番目の の部分で、青少年の健全育成の中で、性に関する問題をきちんと明記すべきだというご意見があり、修正が図られています。この点はいかがでございでしょうか。

佐々木委員：この文章を読み、教育施設を広くとらえた修正はよいと思います。4番目の について、「また、いのちの大切さを学び、性に関する正しい知識を習得できるように努めます。」となっております。ここは性の問題を特出して指摘してあります。ここでは次世代の生きる力を育むまちとして、もう少し人間の心の問題がふれられるべきだと思います。「心」という文字が見当たらないことが気になります。ここで一番大事なのが、現在表現されている具体的な問題のバックボーンとしての人間の正しい心の教育だと思います。前回の文案では、薬物や犯罪から守る環境や有害な情報に対する正しい判断力ということが表現されており、これは正しい心

を持つということでもあり、私は前回の文章の方が全体としてはよいのではないかと感じます。性に関する正しい知識を特出するよりも、具体的な政策では必要であるとは思いますが、ここであえて正しい性に対する知識についてふれなくてもよいのではないかと感じましたので意見だけは申し上げておきます。

会長：前回もご意見があり、心の大切さ、特に家庭の中における広い意味での教育の役割の重要性について委員からご意見がありました。基本目標の全体を通して考え方を入ってきたつもりです。その点をまずご理解いただきたいと思います。今回修正された文案は、「いのちの大切さを学び」という表現になっています。青少年の健全育成にあたって、青少年を犯罪や薬物から守る環境をつくと同時に、いのちの大切さを学び、特に性にかかわる問題については避けないで青少年の育成の中における重要なポイントであるとともに、今後とも重要性が増すであろうということで修正した文案です。こうした意見が全体を占めたことをふまえてまとめたということです。

佐々木委員：正しい判断力が重要です。性の問題も含みますが、物事にはやってはいけないことがたくさんあります。例えば薬物や犯罪など、人間としてやってはいけないことについて、正しい判断ができることが重要であり、性に関しても性の知識だけあっても不十分であり、まさに心の問題として正しい認識・正しい判断ができることが重要です。子どもは特にやさしさや思いやりを大切に、人に迷惑をかけてはいけないということを学ぶことが重要であり、社会のルールについての判断力があって初めて、この性の知識の教育は生きてくると思います。ここで、性の問題だけを示していることに違和感を感じます。

会長：「正しい知識と判断力を習得できるように」として「判断力」という表現を追加してはどうでしょうか。

大原委員：私は佐々木委員に同感です。次のように文章を追加することで対応してはどうでしょうか。「いのちの大切さを学び」の次の部分で、「性や薬物等に関する正しい知識と判断力を習得できるように努めます」とすれば、犯罪や薬物などから守る環境についての部分と、今の若者たちが社会に対して知識と判断力を備えるという両方の面に対応できると思います。次に教育施設の整備の部分ですが、このまま読みとると、今ある施設だけを改築や改修を行って対応していくように感じます。教育の総合施設の建設を方針として掲げるときに、基本構想として長期的な方針を示すことを考えると、この表現が精一杯の表現であればこれでよいと思います。

会長：最初の点（４番目の ）の修正内容から確認します。前段の文章はそのままに、「性や薬物等に関する正しい知識と判断力を習得できるように努めます」とすると、薬物が２回出てきますので、適切な表現といえるかです。

佐藤委員：有害な情報は範囲が広いです。その中から犯罪や薬物を特出して扱い、前回の検討でも、その上で「いのち」や「性」の問題について特出して扱った。そのために、有害情報のトータルのとらえ方が消えてしまった。有害な情報に対する正しい判断は「リテラシー教育」と呼ばれるもので、詐欺などにだまされないということもこの中に入っていた。今回特筆したことで、トータルなとらえ方が抜けてしまったことが残念だと思います。

山下委員：前半部分を「青少年を、犯罪、薬物など有害な情報から守るための正しい判断力を培います」として、前半に有害情報の言葉を入れればよいのではないかと思います。後半はこのままの表現でよいと思います。大原委員の意見の「性や薬物などに関する知識」という表現であると、性の知識も有害な情報に読めてしまいます。

会長：みなさんが文章から読み取るイメージには差がありますが、内容として大きな違いはないと思います。組み立て方はいろいろあります。大原委員とその他の意見を調整すると、「青少年を犯罪や有害情報などから守る環境を整えます。」と、あっさりまとめ、「また、いのちの大切さを学び、性や薬物に関する正しい知識を習得できるように努めます。」といった表現になると思います。イメージとしてどうでしょうか。正しい知識と判断力というと、性の問題が重要であるが、薬物も正しい知識と判断力をもつこととして、薬物に関連する文に有害情報を入れていきます。

郷野委員：ここは「 - 2 次世代の生きる力をはぐくむ」というテーマから、大きく四つの方針が記述されています。犯罪といっても様々なものがあり、薬物や性の乱れなどによるものがあります。最近青少年にとって、一番大きな影響を及ぼしているのはゲームソフトの問題があります。子どもたちが放課後、友達の家を集まって遊んでいても、それぞれ別の方を向いてゲームソフトをやっている。犯罪の要因がこうしたゲームを介した遊び方、付き合い方につながっている。これから20年間を見据えたとき、ゲームの規制に対して、板橋区としては、どのように対応していくのか。東京都が自治体として有害図書を規制したが、どのように対応していくのか。いのちの大切さを認識することへの影響も大きいと思われる。

会長：そういたしますと、前回も出ました性情報はマイナスだけに使われると困るということです。性犯罪と考えがちだが、いのちの大切さを考える上で積極的に考えるということも加味しながら起草委員会に文案作成をお願いしたということをもまずご理解いただきたいと思います。ゲームその他がはびこっていることが、子どもの広い意味での生活環境を閉鎖的にしている。一方的な情報だけを吸収しているという問題点をご指摘いただきましたが。

冷水委員：文言整理という意味で提案をいたします。「犯罪、薬物など有害情報などから守る環境」とすると、単に情報から守るだけ受け取られてしまいます。「青少年を犯罪や薬物、有害情報などから守る環境を整えます。」として、犯罪、薬物、有害情報を並列に表現したらよいと思います。次の文章では、性と薬物を並列に掲げると誤解が生じますので、「性に関する正しい知識と判断力を習得できるように努めます。」という表現でよいと思います。情報がもつ複雑な内容、好影響もあり悪影響もあるという問題は、基本構想という大きな方針を掲げる内容では細かく詰めきれないと思います。あまり情報を制約しない表現の方が適当と思われる。微妙な問題も含んでいますが、あまり明確に書ききれないと思います。

会長：いかがでしょうか。冷水委員から意見がありましたので、ご了解いただいて、最後の文案の仕上げは、もう一度起草委員会で詰めていただくということとさせていただきます。

深山委員：正しい知識よりも、判断力の方が適していると思います。それから、特別支援教育と教育施設の方針が同じところで表現されていることに違和感を感じます。

会 長：今の指摘が、大原委員が指摘された2番目の問題です。前回は議論があり、「特別支援教育を推進するほか」ということで、「ほか」という表現を用いて、通常の教育施設の充実を図るという方針と分けて記述しているということをご理解いただきたいと思います。確かに、「教育施設の改築や大規模改修」は、既存のものだけを改築改修するというイメージにつながってしまいます。財政的な対応の問題があるとは思いますが、「新設」も基本構想の期間にはありえると思いますので、文言の工夫が必要かと思います。

郷野委員：このまま読むと前段は「特別教育を推進するほか」といったソフト面の対応であり、後半は「教育施設」についてのハード面での対応の問題です。文章を切って、間に「また、」を入れて、二つの文章に分けた方がよいと思います。

会 長：今のご指摘のように、ここは二つの文章の間に接続詞「また、」を入れて、二つの方針を分けることとしましょう。また、教育施設については、新設も含めたより積極的な文言を入れ込むということにさせていただきます。

会 長：それでは、次に12ページについてです。「 - 6 情報を安全に活用できるまち」で、これから情報化社会が確実に進展していく中で、重要なポイントを絞って記述しています。前回は方針が二つでありましたが、今回はより明確に三つの方針を掲げています。

大田委員：確認ですが、ここで表現している「広く区民」には、外国人を含みますか。

会 長：今まで直接議論はありませんでしたが、以前基礎資料を見ていた中で、今後板橋に住む外国人が増えてくるのではないかとこの予測がありました。そうしたことを念頭において、方針も考えなければいけないのではないかと、言うことを申し上げました。

事務局：事務局としても、地方自治法のとらえ方にもものとり、日本人以外にも、外国人の方も含めてとらえています。

会 長：ご了解いただきたいと思います。次に13ページですが、「6 構想実現のために」の中の「(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立」についての二つ目の です。7月の審議会において新たに追加した項目です。この中で、一つは区の役割を明確にすべきというご指摘と、指定管理者制度という表現を用いるとかえって内容が限定されてしまうことや、制度が定着するかわからないので広く表現した方がよいという意見であったことをふまえた修正になっています。よろしいでしょうか。それではご了解いただいたということにいたします。基本構想について、前回から修正した個々の点についてはご了解いただいたという認識で、来月が最終答申ですので、全体を通じてご意見を伺いたいと思います。

三橋委員：13ページの修正案ですが、「民間事業者の発想や経営手法を活用した公共サービスの民間開放を進めます。」の表現がしっかりこない。公共サービスのあり方を見直して、民間開放を進めていきたいと思いますという意味でしょうか。具体的な内容をイメージしにくいと思います。

会 長：起草委員会などで出た意見などをご説明願います。

事務局：民間事業者の発想や経営手法は、例えば、指定管理者制度、国でも市場化テストなど官民のサービス提供のコスト比較をしています。サービスの執行という面で、より効率的なサービスの提供を行うことができるという面では、民間事業者の方がひいでている。民間のノウハウが活用できれば、より効率的な行政運営に資するのではないかという意味で表現しています。

会長：ここのところは、今まで区民の方々のご意見、中間答申に対するご意見でも、今までの行政サービスに限られてしまい、縦割り行政の弊害がでてくるので、もっと民間の手法を取り入れるべきであるという意見をふまえて、このような表現となったと思います。

佐藤委員：そうであれば、「区は、必要な公共サービスの提供主体としての責任を果たす」という表現の部分にも、民間手法の活用を生かし、経営的な感覚をもって対応していきましょうという意味を含めた方がよいと思います。さらに公共のあり方を見直して、民間に開放していきましょうという表現になると思う。

事務局：区が積極的に対応すべき核となるものとして、民間の利害関係の調整や新たな長期ビジョンに基づく施策の展開の方針を検討していくなども広くとらえれば公共サービスですが、それらは除いて考えています。施策や方針をふまえた個々の具体的な公共サービスの執行について、民間の柔軟な発想が有効であり、区が率先してやらなくとも区民の利便に資するという考え方のもとにまとめています。前回の審議会でのご意見をふまえ、このような表現としています。

冷水委員：起草委員会での議論の結果、このような表現としましたが、三橋委員のご意見もわかります。「民間事業者の発想や経営手法を活用した」が公共サービスにかかる説明になっています。簡単に修正を行うとすれば、「民間の経営手法を活用し、」で切って「公共サービスの民間開放を進めます。」と続ければ意味がはっきり伝わると思います。

会長：これは、「(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立」を展開する上で、の一つ目からのつながりを考える必要があります。区の責務は放棄しているわけではなく、行政経営の方針は一つ目の で抑えながら、行政の分野だけですべて公共を担っていくのは時代遅れであるという認識のもとに立っている。積極的に民間の英知とエネルギーを取り込む、発揮していきましょうという流れになっています。

大田委員：私は文言の修正ではありませんが、民間開放がよいということを前提とすること自体がよくないと思います。経営改革に成功し、日本一の動物園になった旭山動物園を改革したのはみんな公務員です。公務員の知恵、発想のすばらしさを認識する必要があり、民間にはできない発想があると議会で行った視察でも感じました。民間開放が悪いといっているわけではなく、いろいろな手法や選択肢があつてよいと思います。民間開放することのみが経営改善の発想ではなく、公務員であっても進化するということが位置づけた方がよいと思います。文章のことは言いませんが、公務員の発想が発展していくということも、20年の構想なので含めた方がよいと思います。

会 長：「(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立」全体をみると、すべてにおいて民間開放を行うべきだと言っているわけではありません。今、ご指摘の点は十分に含まれていると思います。

山下委員：三橋委員の発言から始まりましたが、後半が「民間事業者の発想や経営手法を活用し、公共サービスの民間開放を進めます。」と、一つの文章の中に民間という言葉が二つあるのもよくないと思います。「民間事業者」の前の民間をとれば、大田委員の指摘も含めて表現できると思います。

中村委員：ここは文章の書き方だと思います。後半は、民間の発想、経営手法を取り入れるということだと思いますが、公共サービスの民間開放を進めるということだけにつながっている印象を受けます。本来は、区で独自で行う事業についても、民間の発想や経営手法を取り入れていかななくてはという考えが含まれると思います。修正案として「公共のあり方を見直し、民間開放など、民間事業者の発想や経営手法を積極的に推進していく。」といった表現の方がよいのではないかと思います。今のままだと、民間事業者の考え方が公共サービスの民間開放に限られると読めてしまう。区の独自の事業にも、その考え方を取り入れるという言い回しの方が適切と考えます。

会 長：「多様化する区民ニーズに対応するため」までは異論がありませんでした。民間が2回出てくるので、くどい印象を受けるというご指摘がありました。また、「公共のあり方を見直し」という表現が入ることにより、区の行政そのものを含めて見直すべきだ、ということが含まれていると思います。公共サービスの民間開放だけが強調されるという懸念があるというご指摘がありましたが、そろそろまとめに入りたいと思います。

佐藤委員：先ほどの事務局のお話では、中村委員のご意見ではなかったと思います。区の基幹業務は区が担当し、サービスの部分で民間開放を進めるというお話があったかと思います。そのような趣旨をふまえると、「区は必要な公共サービスの提供主体としての責任を果たす」という表現は一つ目の 行政経営の項目に含めて表現し、二つ目の はサービスの部分での民間開放として整理した方がよいと思います。ただし、こうした認識に基づく整理でよいかどうか確認させていただきたい。

事務局：区が本来やらないといけない部分であり、民間にできないこともあるという指摘を、前回審議会においてもいただきました。今、指摘いただいたように、行政が担うべき部分は一つ目の で整理し、行政として民間と同じレベルでやらなければならないサービスの提供部分は二つ目の で整理するといった方針をとった方がすっきりするというのであれば、起草委員会において検討していただければと思います。

渡部委員：この二つ目の のところは、「多様化する区民ニーズに対応するため」という前提があることを認識する必要がある。区民一人ひとりの意見やニーズは、区がすべて把握しているわけではなく、区民の方がよく知っています。そうであれば「多様化する区民ニーズに対応するため」には、あくまで責任主体は区にある中で、効率よくニーズに対応するために、できるだけ区民のみなさんの力を借りましょうということが趣旨であります。ですから、私は今のままの整理でよいと思います。「民間事業者の発想や経営手法を活用しながら、公共サービスの

民間開放を進めます。」という表現で、十分趣旨を反映していると思います。

田崎委員：私も渡部委員と同じ意見です。この文章で問題ありませんが、語順を工夫することでよい文章になるのではないかと思います。例えば「責任を果たすとともに、民間事業者の発想や経営手法を活用し、公共のあり方を見直し、必要に応じて民間開放を進めます。」と言葉を並べ替えるとともに、「必要に応じて」という表現を加えればよいと思います。

会 長：これまで出てきたご意見を可能な限り取り入れていくということにしたいと思います。ただし、一つご理解いただきたいのは、基本構想ワークショップをはじめ、区民のみなさんから強くご意見があったのは、新しい公共をつくっていくために、区民の積極的な参加を推進していくことや民間の資本や活力を尊重していくべきという意見がありました。こうした区民の意見は尊重していただき、起草委員会で仕上げの検討をよろしくお願いしたいと思います。

郷野委員：言い忘れましたが、12ページの修正案ですが、修正する文章はこれでよいと思います。ただし、「6 情報を安全に活用できるまち」の情報を安全に活用するという点で、情報を適切に管理するという視点、国が進めている個人情報保護の視点を含めた方がよいと思います。「情報を安全に活用でき個人情報が守られているまち」というタイトルにした方がよいと思います。安全に活用できるとともに、情報セキュリティに安心感が保たれているという内容を含めた方がよいと思いますので、検討をお願いします。

中村委員：今の部分について一つ気になったのは、区の個人情報保護の徹底と公共サービスを担う事業者・団体に対しては個人情報保護がうたわれていますが、最近は個人でも簡単に情報をとれるようになったことで、迷惑を被る個人もいます。個人を守るということも入れられればと思います。

会 長：個人情報の問題について二つのご意見をいただきました。情報は活用と保護の二つの側面があり、対応が難しいかと思いますが、工夫して最終的な表現を起草委員会の中で検討していただくということにさせていただきたいと思います。本日は「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、表記の仕方が変わったところがありますので、まずご説明をお願いいたします。

3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

事務局より最終答申案の「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」の部分について説明した。

会 長：今回は箇条書きで2ページほどであった案が文章化してあり、なるべくわかりやすくするために図を作成するという作業を行っていただきました。場合によってはもう少し補足していただければと思いますが、個別目標ごとに明示すべき事項は3点書かれています。ただし、3点の他にも、表現すべきことはあるという認識だと思います。実際には、その他にも目標ごとに織り込まねばならない点があるかと思うので、補足説明をお願いいたします。

事務局：15ページの図ですが、必要最小限に掲げる内容を掲げたものです。「目標とするまち」、「各主体の役割」、「成果指標」の三つは、少なくとも盛り込むべきと考える内容であることを示し

ています。このほかにも、「現状と課題」や「施策の体系」などを掲げ、行政計画として総合的に体系化して示すべき内容が含まれます。

会 長：補足説明がありましたが、目標とするまちを述べた後、各主体の役割を記述する前に、区の「現状と課題」をまとめないと各主体の役割は出てきませんので、記述することになります。また、各主体の役割をまとめた後では、施策の展開の方針が明らかになっていかないと、成果指標の目標値にどのように近づけていくのかにつながらないことになりますので、記述を加えていくとのこと。それぞれのシートごとに工夫があると思いますが、3項目は、必ず入れて欲しいという提言であるということです。

田崎委員：例えば、(2)各主体の役割において、役割分担をした場合に、役割に対する権限や権限の委譲が明確になってくるべきだと思います。権限が明確になっていないと、個別の活動が展開しにくいことや、やる気が出てこないなどの問題が生じると思います。

会 長：特に権限の問題が絡んでくるというご指摘がありました。

佐々木委員：同じ内容を指摘しようと考えていたところです。16ページの下から2行目に、「区民、町会・自治会、NPO、事業者なども『新しい公共』を担う主体として位置づけ」という表記があります。各主体の役割は新しい公共を担う主体の役割であり、新しい公共とはどのようなものを明確にした上で、それぞれの役割を明確にすべきです。それぞれの主体の役割は異なり、町会・自治会、事業者の役割が違います。その上で、新しい公共を担うために必要な「権能」「権限」「財源」がついてこないといけません。文言だけで役割を位置づけるだけでは不十分だと思います。防災や安全などの面において、地域を各主体が守っていくことが重要になっており、自治権の拡充や地域自治、区民自治などを進めていく上でも、権能や権限、財源の委譲などを進めていくことが重要だと思います。

会 長：事務局から説明していただきますが、一つご理解していただきたいことを確認いたします。主体の役割の問題について指摘がありました。ここでは、全体を総括して主体の役割を定めるのではなく、例えば「安心して子どもを産み育てられるまち」といった個別の課題に対して、主体ごとに活躍する内容を定めていくということをご理解いただければと思います。

事務局：新しい公共の言葉の定義については、2ページの欄外に掲げています。「『公共』は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方」と定義しています。2人の委員の方から、新しい公共を進める上での権能や権限、財源の委譲などのご指摘がありました。これは新しい公共による取り組みが進展し、最終段階での権能のあり方などのご指摘であったと考えております。日本社会では新しい公共による役割分担は、まだ成熟していない、緒についたばかりであると思われます。ここで表現している各主体の役割は、例えば「個別目標 - 1 安全・安心活動に取り組むまち」では、区民の方は災害対策などへの備えや訓練などに参加する。事業者は事業活動における災害時の安全を確保する。町会・NPOなどでは災害時要援護者の把握を行っておく。区は防災計画に基づく体制づくりやまちの安全点検に取り組むなどのように、今の段階ではできる範囲から徐々に各主体の役割を認識し、高めていくという方針を示していったらどうかということです。これから将来を見据えて、まちづくりを

展開していく中では、行政がすべてまちづくりを担っていくのは不可能であるとの認識のもとに、望ましいまちの目標を共有しながら各主体の役割を提案しあい、公共の役割を担いあい、高めていくべきということが提言になっていると認識しています。

大田委員：「わかりやすく明示する」の「わかりやすく」がわかりにくいと思います。どういうイメージをもっているのでしょうか。今でも、区民や町会がまちづくりを担ってきた部分があります。今、説明があったのは現時点でのことであり、新しい公共「ニューパブリック」は、「ニューパブリック・マネージメント（NPM）」ということで、指定管理者制度もそうですが、NPOや民間企業に門戸を開いてまちづくりに参入してもらうことが進んでいることだと思います。会長から説明がありましたが、課題ごとにどのような主体が役割を担っていくかということがあり、それをだれが決めるのかという問題があります。個別課題ごとにNPOや企業などが公共を担う事業を行ってよいかどうかを、どのように判断すべきかが重要であり、そこがわかりにくいところでもあると思います。3月に総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が出されました。また、5年を期間とした集中改革プランが出されています。これは財政の圧縮を目的としたプランであり、財源圧縮が決定した中で、だれが個別課題ごとに各主体の役割や事業のあり方を決めるのか、そこを決めてしまったら区民参加も意味がなくなってしまうのではないかと思います。

事務局：総務省の行政改革の指針や集中改革プランと計画期間は重なります。板橋区では、先行して、基本計画に位置づける施策を着実に展開していくために、平成16年度から「経営刷新計画」に基づき、区の財政基盤を強化する取り組みを進めています。今後も経営刷新に取り組み、絶えず見直しをしていく中で、財政基盤の強化や組織の見直しを行っていくということです。次に、NPMについてです。総務省の報告「分権型社会における新しい公共空間の形成を目指して」（平成17年3月）によりますと、NPMは、住民は行政の顧客ととらえるという考え方であり、こうした考え方は行き詰まっているといわれています。住民やNPO、企業など多様な主体と協働して自治体を運営していくことができないか。また、自治体の業務を協働していくことができないか。こういった観点から各自自治体での取り組みが進み始めている。とあり、今回の提言もこうした認識に基づいています。そこで、「わかりやすく」につながりますが、区民の方や事業者の方が、計画を見たときに成果指標を掲げて目標を示すことが重要であると考えます。例えば、「犯罪発生件数」や「自転車利用のマナーが守られていますか」といった意識調査の結果について目標値を掲げ、どのように指標を改善していけばよいかをもとに、施策や各主体の役割などが評価されることがよいかと思います。各主体の役割は、区側からの押し付けで表現されているものではなく、どういったことができるか、といった内容が示された上で、評価サイクルの中で施策や各主体の役割が見直されていくということが示されています。そのため、役割などが10年間固定されてしまうということでもありません。新しい公共が成熟すれば、主体が担う役割も変わり、見直されるということです。

会長：いろいろご意見もあろうかと思いますが、当審議会では国や政府などの判断の妥当性などには深入りせずに、抛りどころとしたい考え方を確認いたします。これからは従来の行政主導型の地域づくりではなく、区民ワークショップの提案にもありましたように、区民が主体となって、地域をよくしていこうという意欲的な取り組みが現在でも展開されており、こうした活動を発展させるためにも、個別目標ごとに参画のあり方を協議していきましょう。こういった考え方を示しているということです。行政手法の転換を大胆に図っていくというこ

とであり、これから試行錯誤の連続があると思います。今までも区民の方々も活躍していただいています。こうした背景をもとに、例えば福祉分野のように実績があり、得手な部分と不得手な部分があると思います。これから課題ごとに、協働の取り組みが成熟していることと新しい手法を開発していかなくてはならないことがあり、この審議会で個々にそれらのあり方の検討に入り込むことはできません。基本計画を今後検討していく中で、議論して整理していただきたいと思っています。審議会の答申は、基本計画を検討していく上での注文をまとめていくということです。

菊田委員：17ページの図中、区の役割について「既存施設を活用した地域活動拠点の強化」とあります。経営刷新計画の中でも財政基盤の確立、予算の縮減が大きな問題を占めているということがあります。しかし、今後、新設の施設はまったく整備しないのかということになります。地域の活動拠点の機能強化であれば、地域センターなどの施設が不足しているところで、例えば工場の跡地などを区が購入するなどを考えていくこともあると思います。「既存」の文言を打ち出す上で、区民のニーズに応えるという意味から、長期的な視点で新設も含めた表現に修正していくべきと考えます。

会長：16ページの本文、下から6行目のところで「新たな施設整備のみではなく」などと修正した方がよいと思っていました。本文で新設も含まれる表現とし、それを図示した17ページの図も連動して修正していきたいと思っています。

冷水委員：今の意見は指摘のとおりです。ただし図示しているのは例示ですので、例示としてふさわしいものを記述していくということです。次に、起草委員会で議論をしていて、16ページの表現で「区民、町会・自治会、NPOなども『新しい公共』を担う主体」と、並列に表現しています。個別目標ごとにそれぞれ役割が違うと思い、慎重な記述が必要ということで、次のような視点のもとに文案を作成していければよいと思います。一つは事務局の説明にもありましたが、「新しい公共」が十分に成熟していない概念であり、これから進展させていくことを明記すべきです。二つ目は、並列に表現されている各主体の役割は、個別課題によって役割が違うということです。三つ目は、具体的にどのように「新しい公共」を進展させていくべきかという中では、まちづくりの成熟に合わせて課題ごとに権能や財源などを可能な限り明確にしていくということです。基本計画の策定においても区民の意見を聞く中で、確認していくということも意味しています。介護保険が2000年からスタートし、事業者が介護の現場に参画してくる中で感じていることは、事業者と住民、行政は決して並列ではありません。サービスの提供者と利用するもの、そこには利害関係が生じます。営利企業の論理が働くということから対立的な構図になることもあります。このように、個別の領域ごとに各主体の位置づけが異なってきますので、個別課題ごとの対応が重要であり、先ほど指摘した三つの視点を文案の中にも含めるべきだと思います。

会長：時間が押し迫ってまいりました。9月が最終答申となりますので、まだご意見ある方は事務局にお寄せいただきたいと思っています。それでは、先ほどから手の上がっている山下委員含め、お三方のご意見を伺って本日は終わりにしたいと思います。

山下委員：16ページの「2 施策を推進する仕組みづくり」についてですが、参画と協働を推進する仕組みづくりは、区と区民の参画と協働がうたわれています。ここを、策定の背景に述べら

れているように、男女平等参画社会の実現を目指した表現にした方がよいと思います。つまり、区民を一つの括りで表現するのではなく、「区民男女が」として男女の協働参画の考え方を含めていることを表現した方がよいと思います。

佐々木委員：7ページの「 - 2 次世代の生きる力をはぐくむまち」の中で、性に関する正しい知識として括られているが、「いのちの大切さと正しい判断力」について文言を入れていくよう、修正をお願いしたいです。

大田委員：計画の策定についての要望です。区民参画機会の拡充についても目標達成の数値を入れてほしいと思います。多くの区民が直接参加する機会を拡大していくことが重要であり、参加の目標値を掲げることが重要です。今回の長期基本計画審議会は、基本構想に議決が必要であり、審議会の委員に議員が出てくるよりは、区民委員を充実した方がよいと思います。議員は議会で議論ができますので、議決が必要なものには特に区民委員を拡充し、目標値をもって管理した方がよいと思います。

会長：今のご意見ももっともなことです。区民参加の代表的な制度として議会があり、特に実施計画では、予算措置を含みますので、議会でも全区民の立場から活発な議論をお願いしたいと思います。また、基本計画の中でも今指摘した事項に十分配慮して、策定をお願いしたいと思います。

4 閉会

会長：最後になりますが、起草委員会にまとめていただきたいということを申し上げましたが、最終答申に向かいますので、会長として細部についてチェックをさせていただきます。非力とは思いますが、会長としての責務として委員のみなさんの意見を反映し、合意できる答申を作り上げていきたいと思えます。本日は長時間にわたる審議ありがとうございました。次回の予定を事務局からご説明いただきたいと思えます。

事務局：それでは次回の予定についてお知らせします。第13回長期基本計画審議会は9月9日(金)午後2時から、この会場で行います。このときには、石塚輝雄板橋区長に最終答申を提出していただきます。

会長：冒頭でも申し上げましたが、委員名簿を作成するにあたり、今日配付しております名簿によりご確認ください。本日はどうもありがとうございました。9月にまたよろしく願いいたします。

所管課

政策経営部 政策企画課 計画担当 (電話 3 5 7 9 - 2 0 1 1)